

婦人問題研究

第四〇回例会（一九七三・一一・二四）

男女共修の家庭科教育

森 幸枝

すでにマスコミなどを通して御承知頂いている方もあるかと思うが、この度京都では、昭和四十八年度からの高等学校教育課程の改訂を契機として、家庭科教育を男女共修でやっ行って行こうということになっている。教育課程は、小学校が昭和四十六年度から、中学校が四十七年度から、そして高校が四十八年四月から新しく改められたのだが、それは、いわゆる中教審路線に沿ったものであり、高校では男女の特性にもとづく教育の必要が叫ばれ、その具体化として男子には男らしく体育を、女子には女らしく家庭科をとということで、それぞれの教科が強化されたのである。

さて、ここで家庭科という教育の歴史をたどってみよう。家庭科は、戦後の民主教育への熱い願いの中で、社会科と共に新生教科として誕生した。それは、戦前の家事・裁縫教育とは全く異った教育観に立ち、男子も当然学ぶべき家庭生活の民主化と近代化のための教科であり、小・中・高一貫して考えられていた。

しかし、発足間もない昭和二十六年には、全教科全面改訂がはじまり、社会科の解体とともに、家庭科のなかも家庭経営や生活技能を

重視して家庭生活内部への着目に傾斜し、男女共学の新生家庭科は、定着を見ずして早くも崩れた。

そして、昭和三十一年と三十五年には、小・中・高の学習指導要領（教育課程）の改訂が行なわれて特設道徳が設置され、家庭科教育は大きく変質をした。即ち、小学校では、それまで第一目標であった家庭生活の意義・家族関係が第四目標に後退し、中・高校では、経済界からの性別教育への強い要望もあって、中学校では男子向き、女子向きが確立、高等学校では「家庭一般」が女子必修となったのである。

その後十年たって、この度の改訂では更にその必修が強化されたのだが、ここに至るまでの社会的背景として、三十五年には女子学生亡国論が起こり「家庭づくり」の再検討が叫ばれ、三十七年には中教審建議として「高等学校家庭科教育の振興方策について」が出され、次第に女子教育に家庭科教育の傾向が復活してみられるようになった。翌三十八年、中央児童福祉審議会の答申「保育問題についてこう考える」が出されて、育児責任は母親にあるということが再確認された。四十一年には中教審より「期待される人間像」が、四十三年には家庭生活問題審議会答申「あすの家庭生活のために」が出されている。そして四十六年になって例の「中教審答申」が出され、その先端を行ったのが前記小・中・高の教育課程改訂であった。

では、小・中・高の家庭科教育の現状について述べよう。小学校で

第 2 2 号

1974年1月20日

* 男女共修の家庭科教育

森

幸枝

* 『婦人問題研究 一九七三年特別号』
をめぐって

脇田晴子

は、辛うじて男女共学で五・六年生に行なわれ、なかみは衣食住と家庭の四領域から成るが、改訂によって技能面はむしろ後退をした。生活単元学習的な扱いになっていて、道徳主義・心情主義に傾き易く、単なるお手伝い発想だとか、家庭教育（しつけ）との混同だとか批判されている。

中学校では、技術・家庭科と呼ばれ、一つの教科だとされているが、実際には男子は技術科、女子は家庭科と全く別々のものになっており、教科書も学習するなかみも別である。本来、高校の家庭科女子必修の問題も重要であるが、義務教育段階で性別教育があえて行なわれていることは、より本質的な課題としてとらえねばならないと思われる。この度の改訂では、女子向きとして住の領域が新しく設けられて衣食住に重点がおかれ、従来の家庭電気・家庭機械がより縮小されたので、（男子向きは、金工・木工・電気・機械・製図など）、高校の「家庭一般」との関連は強まったが、男子との内容の格差は拡大した。

高校では、女子必修が強化されたために、教科書でも実習実技の面が多くなり、その指導に終るおそれが一層強まった。以上が、甚だ大ざっぱな小・中・高の現状である。

ところで、従来から高校三原則を守り、男女共学と教育の機会均等を教育理念として来た京都府としては、女子だけがやる「家庭一般」は、教育課程の編成の上でさまざまな問題を生み、また内容としても不十分なものとして認識され、解決すべき大きな課題となっていた。

そこで府立高校の家庭科研究会では、高校における家庭科のあり方について四十三年度以降組織的・継続的に検討を進め、四十五年度には男女共修の必要を認め合って、その指導内容の具体的な研究に入った。そして四十八年三月、指導計画や内容について一応のまとめ

をし、指導資料としての小冊子を作成した。また一方、府の教育委員会も、基準として示した教育課程において男女共修の「家庭一般」二単位を明確に位置づけ、制度として保障するに至った。

私共が考えている男女共修「家庭一般」は、「生活の営みを科学的に解明し、民主社会における家庭生活の課題にこたえ得る力をつける」ことをねらいとし、常に現実の生活に根ざして学習をすすめるようとしている。今日、生活をとりまく諸問題は、単に女子のみが家事能力を身につけるだけではとうてい解決は不可能であり、男女の別なく、生活についての科学的な認識と実践力が必要である。

内容としては、三本の柱をたて、「生活と家族」では、社会の中の家族や家庭の変遷を明らかにしながら、民主的な家庭のあり方を徹底的に追求させ、また、すべての子どもの発達を保障する視点に立つて新しい保育の考え方について学ばせたい。「生活と経済」では、家庭経済の現状を知って問題点をとらえ、物価のしくみや消費者問題・社会保障などを社会的視野から広く深く学ばせ、「生活と衣食住」では、衣食住に関する基礎的な技術を系統立てて扱って応用力を養い、いのちとくらしを守る立場からしっかりおさえたいと考えている。いづれにしても、これらの学習により、子ども達のひとりひとりが、生活の主人公としての明確な自覚を持ち、民主的な家庭や社会を創造していく力を身につけてほしいと願っているのである。

このようにして、家庭科の男女共修という歴史的にもはじめての、きわめて重要な意義を持つ仕事に向って、私共は歩みはじめた。そして、ここに至るまでの過程において、今更ながら家庭科に対する周囲の偏見やべっ視が、いかに根強いものかを痛感させられたが、その根底には、必ずといってよい程教科の差別・べっ視にとどまらない女

性差別の発想があることをはっきりと思い知らされた。このことから、家庭科を男女共修にすることは、まだまだ残っている男女差別の思想をなくしていくために大きな意味を持っているといえる。京都府としては、憲法・教育基本法に示されている教育の機会均等や男女共学の精神を受けて、高校三原則のより一層の充実発展をはかろうとしており、男女共学を制度のみでなく、教育のなかみとして実質的に保障していく意味で非常に重要な課題である。

今後、京都における民主教育が、その理念の正しさと運動の拡まりによってますます充実発展する中でこそ、男女共修の家庭科教育は定着し、その成果が期待されるのである。

△ 討論と展望 ▽

報告者は現在京都府教育委員会の家庭科の指導主事であり、家庭科教育の変遷と、現在の小・中・高校の問題状況と、府立高校が男女共修実施に到った経過をよくまとめ話された。又家庭科の問題をこの研究会がとり上げたのも、三回目で大分話もはずんだ。

討論内容の順序は前後するが、驚いたことは子供たち（大学生も含めて）の生活疎外の状態である。京大の薬学部は七割は女性で占められているが、その女子学生のほとんどが京大薬学部に進学した理由がはっきりしないし、卒業後の仕事に対する希望も明確でないというアンケートの結果が出たそうである。つまり、ただ受験競争に勝ちぬき京大という栄冠を得ることを目標に今まで来たのであり、大学なり、学問なりを自分の人生の中に位置づけて考えることは出来ていないということである。又同じ京大の工学部の学生が鉛筆も片づけず、自分の身じまいが出来ない男子学生が多いという発表には驚かされたが、

小学校六年まで靴下をはかせてもらっている子がいるとか、「お茶」がほしいと思えば「お茶」が出てくるものと思っている学生が多いとか、電話もかけられない人もいるとか次々に出される報告を聞いてみると、幼・小・中・高・大を通して現在の日本の子供はどうなっているの？といたいし、又そうさせたものは何なのかといきどおりさえ感じる。だからこそ「生活」を男女ともに考えさせる「家庭科」は重要であると参加者は一様にうなづいたのである。

しかし、中教審路線の教育のひづみや、家庭教育に欠けているものを家庭科教育が補てんしてもそれは問題の解決にはなるまい。たしかに今の教育には「労働」に対する教育が欠落しており、子供たちは純粹培養され、それについていけない子供は非行化しているのであるが、全体の教育の姿勢を正しながら、その中でどの部分を家庭科がうけもつのかを明確にすることが今後の課題と思われる。

又船井郡の農村の主婦より「家事労働」に対する問題提起があった。生産に関する労働は評価されるが生活に関する労働は一方的に女性におしつけられながら、それは評価されず何か遊んでいるように思われている。生活に対する軽視は女性に対する蔑視、又報告者の云われた家庭科に対するやゆ的な扱いにもつながるのではないかという指摘があった。やはりここでも、生活を破かいしてまで利益を追求するより人間を守り生活を守ることの重要さが強調された。事実「生産労働」は、剰余価値を生むものとして現在の資本主義社会では評価されるが、剰余価値を生まない「家事労働」は女性におしつけられ、一見どうでもいような扱いをうけながら、社会情勢の影響は、家庭にしわ寄せされ、そこでは、やりくりなり、生活の智慧なりの家事労働の責任だけは強く要求されている。剰余価値を生まない労働を無用な仕事と片

づけるのではなく、人間の生活に必須な有用な仕事であると考えれば、それはすべての人間が、「自分のことは自分でする」仕事と考えればよいのではなからうか？

とにかく従来の家庭科のイメージから一変し男女共に人間として生活していく力をつけさせる家庭科に対しては参加者は全員賛同されたが、今後についての不安や課題も少くなかった。

先ず、来年度から一斉に始まるようとしている府立高校の共修に対して、全府下の家庭科教師の個人的な学習でやり切れるだろうかという心配。他教科の教師の姿勢はどうか。又、女性の解放にもつながらる共修家庭科にもかかわらず、受験に関係ないとして足をひっぱる教育ママの出現に対する憂慮。義務教育段階の中学での別学への対策。又「指導資料」のような内容であれば教科の名称は「生活科学」の方がよいのではないかという提起。

これらはすべて今後の課題となるのであるが、報告者より今年の実施校十三校が、特に父兄、生徒の反対もなく進められていること、研究会としても研修会や、実践交流等でお互いに力量を高め合っていること、又中学校も府下部分的ではあるが共修が進められている等の説明があった。教科の名称については「家庭科」という名である限り、生産労働と切りはなされた私事として家庭なり家事労働をあらわしており、名前を変えることは重要であるという指摘があった。たしかに「家庭科」というのは偽政者が、社会の安全弁として家庭を位置づけ、その技術を女性に教えようとしたものであり、教科としては何とも不適な名称であると思う。しかし当面は報告者もいわれたが、名前にのみよる近代化をはかることより、家庭科の体質をかえることが急務であり、その過程で、又すべての教科の自主編成の運動の中で、そのこ

との結論は出ると思うのである。

(於婦人センター 参加者二五名 池田悠子記)

* * *

過去における家庭科問題の関連研究会については、会報の左の号を参照して下さい。

* 第四号 「家政学の未来」 広原盛明

* 第一〇号 「家庭科教育の変化とそのあり方」 宮下美智子

* 一九七三年特別号 「変動期の家庭科教育」 池田悠子

研究会をつみ重ねて、これからもこの問題を考えてゆくために、企画についても会員の御意見をおよせ下さい。討論への紙上参加も期待します。

(編集部)

「婦人問題研究一九七三年特別号」

―合評会の討論より―

をめぐって

脇田 晴子

本研究会が、七三年三月に創刊した特別号をめぐって、少しおそまきながら合評会を行なった。会員には配布されたものであるが、一応特別号の目次を示すと次のごとくである。

変動期の家庭科教育

池田 悠子

新設女子大から

西川 祐子

熱い落日―青踏おぼえ書

荒井 とみよ

△ノート▽

ベトナム女性についての覚書

寛 久美子

性意識再考

佐野 明子

△体験から▽

看護婦の道を選んで

村田 隆子

事務局に二年間参加して

中野 正子

△書評・紹介▽

内側からの眼

寿岳 章子

―サンダカン八番娼館を契機として

時間の都合から、合評は論文三篇に限定されざるを得なかった。

まず、池田論文は、民主府政のもとに、男女共修の家庭科の実施を目標としてとりくみ、見事達成された府立高校家庭科教員の運動を、家庭科教育の歴史のなかに位置づけられたものである。「家庭科はい

かにあるべきか」ということが、運動の体験のなかで、たえずたしかめられているので、読むものにも、家庭科教員の悩み、苦しみ、そこからの脱却、夜明けを迎えるにいたる経過が、よく読み取れるものであった。

合評にさきだって筆者池田氏は、家庭科の問題は個人の体験としても、差別の結果として家庭科をやらされた。そういう人は多く、家庭科とのつき合いは、うらみつらみ、執念の連続であるので、その面が出すぎたのではないかと危惧していると話された。家庭科教員たらんとしている学生の福留さんが、特別号の池田論文を読んで、ぴったり気持が合い、池田さんに手紙を出したこと、家庭科教員を養成する大学のカリキュラム内容は古くさく前時代的であり、がっかりしていたところ、現場のいきいきしたふんい気にはじめて接触できたよろこび、家庭科を婦人問題としてうけとめる問題把握がはじめてできたことをのべられた。同じく家庭科教員の安田（八重子）さんも、池田論文に同感であり、方向は同じであること、家庭生活を正常化し、その問題を公的にとりあげるのは教育の場以外にないこと、卑下してとりあげてこなかったことはあやまりであることをのべられた。

この家庭科論が正論として通る場合は、という寛久美子氏の問いに対し、池田氏は京都の家庭科研究会でも通ると答えられ、寿岳章子氏が、大学の家政科教育も巾ひろくとりくんでいるところもあるといわれた。西川祐子氏は、さらに、九頁にある高校社会科研究会の発言とのくいちがいにについて、問題にされた。家庭科は民主的な家庭はどうあるべきかを問題にする場所であるが、一方で社会科研究会のいうところの、「家庭などのプライバシーに關しては公教育は不干涉の立場をとることは近代民主主義教育の基本原則である。」というのも、もったも

ある。そうでなければそこに道德教育などの入ってくる危険もあるのではないか。やはりこの点を今後深くほりさげるべきであろうと発言された。また、それと関連して、橋本綾子氏の手紙（例会誌二十号）にある「家庭とは何か」というといかけを大事にしたいとのべられた。その他、「家庭とはいかにあるべきか」という広義の「べき論」が必要であるなど、家庭像をめぐる討論が展開した。

次に西川論文は、「外からの徹底的批判と無用論、内からの経験をつまえての女子大Ⅱ防波堤論」のなかで、岐路にたつ女子大をとりあげた第九回例会「女子大を考える」の西川氏を含めての報告、討論をつまえて、あらためて書きおろされたものである。まず昭和四十年前後の新設女子大を、女子教育の歴史の到達点であるとともに、男女別学の伝統を養うものとしての歴史的存在として考えられている。その上にたつての、新設女子大の現状、さらに中教審路線のなかでの女子大の未来図―一般大学からの没落―さらに、復活する女子特性論の先どりをする構造をもつこと、その女子大の低迷と模索の現実を、鋭く指摘された論文である。

合評はまず、寿岳氏が実によくできた論文であるとはめられたことからはじめた。そして、ここにかかっている女子大の特徴は、女専に出自をもつ共学大学にも共通している面を指摘された。西川氏は最初に研究会でこの問題を取りあげたときから、時間が経過しているにもかかわらず、何も内容が、かわっていない点を自責すると謙そんされたが、それは岐路にたつ女子大自身が、現象面では変っているように見えながら、本質においては同じ問題に直面しているからだと言えよう。それは西川氏の表現によれば、「現代の繁栄のなかから生まれた最も恵まれた条件の中の貧困という特徴をもつ」ということになり

得よう。（その繁栄は、幻想にすぎぬことは、この合評会の直後から、明らかになってきたのだが。だから、人為的に維持されていた日本資本主義の好況が、支えきれなくなって不況への道をころげ出してきた現在、これらの女子大も、その新しい波によって、新たな問題に直面することは必至であろう。そのときに、女子大が低迷のなかに没していくか否か、あらためて、研究会はこの問題を考えねばならないだろうが、現在は未だ谷間であろう。）

さて討論は、論文で提示された低迷と模索からぬけ出る道をめぐって行なわれたが、西川氏の云われるとおり、「大学としての形を守ろうとする保守主義でもなく、営利主義につながる合理化路線でもないところに現状を打開する道を見つけねばならない」のであるが、その方向をみつめることは一朝一夕にはなり難いことであって、討論も低迷をたどった。女子大を作るという運動を積極的におこすべきであるのか、それとも、女子大のなかで、内面的な戦いをしていくのか、女子大にいる人たちはどうするかという寿岳氏の質問に答えて、西川氏は、女子大学をたてるなどというのではだめだ、すでに大学の格差はできているのであるから、その中で女子大の存在意義はあり、社会要請はあるのだから、大学全体、社会全体が変わるなかでしか変わりが得ないのではないかと答えられた。花嫁修業が短大、女子大に変わっただけで、女子教育に対する親たちの考え方、男性教員の考え方は変わっていない。そのなかで女子学生も、行く末を見ると、母親と同じだけだと諦観している。基本的なところで社会のなかでの女の位置というものとは定まっておき、目を見ひらけるようなものが何もないのであるから、女子大の低迷は、当分つくづくではないかと、寛氏が発言された。さらに二四頁で西川氏がかかれたように、女性の職業による自立

を輝やかしく見た前の世代とちがって、彼女らは、自立を企業の歯車の一つと感じ、結婚や家庭にも疑問をもってゐる。このような層の出現をみて、女に学問をさせるのは危険であるという人々は、文学は本来、毒をもったものだということを忘れてゐるといふ点にふれて、女子教育の問題点が世相とからんで出てゐると評価された。しかし、女子大および女子大生の増加が、結果としてこういう層を生むのはどういふことだろうかという寛氏の疑問に答えて、西川氏は、かかる欲求不満分子を生むことのみが、女子大の価値ではないかと答えられた。

最後に女子大、さらに女子小学・中学・高校の老大な学資にふれて、荒井とみよ氏より詳細な説明があり、百万円のふり袖を買うのと同じに、教育を金で買う現状が出された。多額の学資を出せる人のみを対象とする私学経営者のあり方と、それを困難とする学生の存在の矛盾、それにもかかわらず入学者の増加は備荒貯蓄的面があること、(教育投資、花嫁の資格などもあるが)、それは全体の社会不安に根ざしてゐる。しかし大学に入つてもどうにもならない面があるが：などの意見が出された。

次いで荒井氏の論文に入つた。この論文は、「青鞥」のなかでも、伊藤野枝に編輯が移つた第三期、大正四年一月から同年二月、第五・六巻の時代、すなわち落日の時代を中心とする考察である。従来、あまり研究の行なわれなかつた時期であり、そこにライトをあてられた貴重なものである。荒井氏はこの第三期を、あせりと疲れが見えはじめた時期ながらも対話の時代とみ、新しい思想の創造があつた時期とみる。そして、この時期の特徴としての三つの論争、一貞操論争、墮胎論争、婦人運動論争を刻明に紹介し、どの論争も、論争といふほどの展開も発展もないものながら、現在において今なお新たな一

女の愛における、母性における、社会におけるありかを正しく探りあててゐる」ものとして、高く評価される。例えば、墮胎論争が起る発端は、その女の生活の見方に対する挑戦であつたこと、婦人運動論争における山川菊枝に対する野枝の反撃が、理論に対する理論でなく、実生活の姿勢による反撃であつたこと、そして、これらの論争が、編集者としての野枝の資質にかかわるものとして発生し得たことを指摘し、それを自己と等価に他者を観、自分の苦しみを世界とかかわらせようとした点、青鞥を苗床と考え、青鞥に集まる女たちの苦悶の声を拾つた点に求められた力作である。

まず、報告者の寿岳氏から、青鞥をらいてうのみでなく、野枝とのからみで全体的にとりあげて論じられており、力作だなあと感心した。山川菊枝との論争のなかで、野枝の無茶苦茶な論理にもかかわらず、荒井氏の野枝の共感には打たれ、自分も共感をもつたのべられた。これに答えて荒井氏は、題がキザだという感想があつたが、わたしとしてはやむにやまれぬ気持の表現である。またこの論文にたて糸とよこ糸をとおすことを課題としていきたい。「青鞥」の復刻版を読んでみて、大正から昭和初期の人たちが論じた点から、現在どれだけ進んでゐるかと思つると感嘆する。当研究会ではこの特別号を出すのに、これだけたいへんだつたのに、青鞥は月刊であり、これだけの問題を提起したエネルギーには感心せざるを得ないといわれた。

西川氏が、これらの論争や、高群逸枝の「婦人戦線」などでの論争は、今読んでも新しい問題を提起しているが、私なども読むまで知らなかつたが、ウーマン・リブの人たちもそういう論争があつたことを知つてゐるのだろうか。私たちはスキヤンダルのみを知らされていたのは何故だろうかと言言されたのからはじめられた。それは、あの人

たちが対立した封建遺制が、一応、平和憲法によって法的には解消され、それで、女性は解放されたのだという幻想をわれわれがもったことで、解決済みと思われたのではないだろうか。いや、戦後のサークル活動で、井上清氏の日本女性史が盛んに読まれ、エンゲルスが読まれたなかで、青鞥の運動は欠落していったのだ。いや「青鞥」が評価されなかったのは、第一には大衆運動とかかわりないブルジョワ民主主義運動として評価されたことがあげられるが、第二には、女性独特の文章、思想にもよる。われわれはそこに魅力を感じるのだが、既成のものは、男によって作られた思想であり、言葉であり、「青鞥」は、それにのっとったものではなく、その埒外に成立したものである故に評価されなかったのではなからうか、などの意見が出された。

最後に、らいてう個人の評価にも話がおよび、らいてうのブルジョワ的感覚、恋愛問題などで、あまり感心しないと思っていたが、最近では、社会的な圧力に対しても、ゆるぎない強靱さは立派であると考えるようになった。しかしその姿勢が理論的ではなく、参禅によるひらめきによるのはどうか。参禅によろうと何によろうと、自我の確立すなわち女性のみずからの解放として評価すべきではないか、ET C。

「青鞥」の運動を今の時点から採点し限界を指摘するのはやさしい。しかし、当時の社会条件のなかで彼女らの主張、行動、問題意識の深さを見るべきではないか。その点において、彼女らの生活と密着した意識を生みの形でぶつけた点を高く評価した荒井氏の論文の意義は大きいものであった。

付記 荒井論文の合評についてはテープの入りかわるく、記憶をたどって大体をかきとどめましたので、発言者の氏名を省きました。

(於婦人センター) 出席者一四名

△お知らせ▽

454443
例会二月 清水好子著『紫式部』(岩波新書) 荒井とみよ
三月 高群逸枝と「婦人戦線」 西川祐子
四月 みにくい女 寿岳章子
総会

△編集後記▽

昨年十二月の例会は特別号合評会なので、特に多数の参加を期待していました。おり悪しく郵便物のおくれた時期であったため、例会日8までに到着しなかった例会通知も多かったようで、残念です。事務局の懸命の電話連絡などでようやく開かれた次第です。研究会に参加できなかったときには、いつでも、この会報の紙面を利用して下さるようお願いいたします。

一九七四年一月二〇日印刷発行

「婦人問題研究」第二二号

発行者 京都市左京区下鴨半木町 京都府立大学寿岳研究室内

婦人問題研究会

電話(〇七五)七八一―三三三

振替口座三一八一七